



奥久慈おでかけ快速バス [那須塩原ー常陸大子ライン]

那須塩原駅ー常陸大子駅間で路線バスを運行します。

東京駅まで片道約2時間40分！おでかけにも、帰省にも、便利な奥久慈おでかけ快速バスを利用してみませんか？

- 料金 大人（中学生以上）：片道500円（税込） 小人：片道250円（税込）
- 運行日 10月28日、29日、11月3日～5日、11日、12日、18日、19日、23日、12月29日～31日、翌1月1日～3日
- 運行ダイヤ 10月28日以降の便について変更予定です。詳細は下記にてご確認ください。
- ご予約 WEBまたは電話にてご予約ください。

（ご予約は乗車日1か月前の同日9：00～前日23：59。空席がある場合は当日乗車可。）

▽茨城交通高速バス予約センター（9：00～13：00/14：00～18：00）TEL 029-309-5381

▽茨城交通株式会社 大子営業所（10：00～18：00）TEL 0295-72-0428

▽ハイウェイバス ドットコム（WEB）<http://www.highwaybus.com/>

※新幹線に乗車する場合は特急券・乗車券を別途、購入する必要があります。



問合せ 観光商工課 TEL 72-1138



A I 乗合タクシーの一部運用変更のお知らせ

町内を運行するA I 乗合タクシーについて、次のとおり運用が変更になります。お得に乗車できる対象が高校生まで拡大するほか、キャッシュレス決済を導入し、さらに便利になったA I 乗合タクシーをぜひご利用ください。

■運賃区分の変更

対象	運賃	
	現行	変更後
平日AI 休日AI	1回300円 ※未就学児：無料 ※小学生、障がい者および 介助者：100円	1回300円 ※未就学児：無料 ※ <u>小学生～高校生</u> 、障がい者および 介助者：100円
夜間AI	1回500円 ※未就学児：無料 ※小学生、障がい者および 介助者：200円	1回500円 ※未就学児：無料 ※ <u>小学生～高校生</u> 、障がい者および 介助者：200円

※変更後の運賃は令和5年10月1日（日）から適用

■キャッシュレス決済の導入 次のサービスが利用できるようになりました。

(1) PayPay (2) LINE Pay

※順次、利用できる決済サービスを拡大する予定です。

その他A I 乗合タクシーの詳細については、町ホームページをご確認ください。



問合せ まちづくり課 TEL 72-1131



【ひとり親世帯分】 令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行います。

■対象者

平成17年4月2日～令和6年2月29日に生まれた児童を監護しているひとり親世帯で次の①～②いずれかにあてはまる方が対象です。

※特別児童扶養手当の対象児童は、平成15年4月2日以降に生まれた児童も対象となります。

①令和5年3月分の児童扶養手当受給者の方

- ・給付金受給の申請は不要です。
- ・令和5年度3月分の児童扶養手当受給者の方に対する給付金の支給は、令和5年5月25日に、登録してある児童扶養手当振込口座に振込をしました。

②公的年金給付等受給者の方（※1）・家計急変者（※2）の方

- ・給付金の受給には、申請が必要です。
- ・申請後は県による審査があります。
- （※1）児童扶養手当を申請したことがあり、かつ、公的年金給付等（遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など）を受給している方で、令和5年3月分の児童扶養手当の支給が全額または一部停止されている方が対象です。
- （※2）令和5年4月以降に離婚、死別などによりひとり親となり、児童扶養手当の受給資格者となった方で、直近の収入（養育費、公的年金給付等の支給額を含む）の額が、児童扶養手当の受給水準を下回る方が対象です。

■申請期限 令和6年2月29日（木）

■支給額 児童一人当たり一律5万円（1回限り）

■その他

- ・住民税の申告が済んでいない方および収入がなかったために申告をしていない方は、未申告の扱いとなり、本給付金の給付ができません。※未申告の方への通知はありません。
- ・本年度のひとり親世帯以外の子育て世帯分の給付金を受給された方は対象外です。給付金支給後に受給資格がないことが判明した場合や他の自治体やで本給付金を受給していることが判明した場合は、返還を求めます。
- ・詳細については、町ホームページをご確認ください。

申請・問合せ 福祉課 TEL 72-1117



母子家庭等自立促進講習会 調剤薬局事務講座

調剤薬局事務講座の参加者を募集します。調剤事務管理士の試験があります。

■期日 12月3日～令和6年2月18日までの8日間(日曜日のみ) 10:00～16:00(昼休み1時間)

■場所 講習：土浦市生涯学習館（土浦市文京町9-2）

試験：茨城県母子寡婦福祉連合会（水戸市八幡町11-52）

■対象者 母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦（全日程出席でき、今後就労を希望する方）

■受講料 無料 ※テキスト代6,000円、ボランティア保険加入代224円

■申込期限 11月2日（必着） ■募集人員 20人程度

■試験日 令和6年2月24日 ※試験代6,500円は別途必要になります。

- その他
 - ・託児サービスを利用できます（小学1年～6年生）。※事前登録が必要です。
 - ・交通費が一部支給されます（母子家庭等となって7年未満の方で、前年度の所得が一定以下の方）。
 - ・申込書はホームページまたは大子町役場福祉課にて配布します。

申込・問合せ 茨城県母子寡婦福祉連合会 母子・父子福祉センター
水戸市八幡町11-52ラーク・ハイツ内
TEL 029-221-8497 FAX 029-221-8618 <http://www.ibaboren.or.jp>



【ひとり親世帯以外の子育て分】 令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行います。

■対象者

平成17年4月2日～令和6年2月29日に生まれた児童を監護しているひとり親世帯で次の①～③いずれかにあてはまる方が対象です。

※特別児童扶養手当の対象児童は、平成15年4月2日以降に生まれた児童も対象となります。

①令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の子育て世帯分）を受給した方

- ・給付金受給の申請は不要です。
- ・令和5年3月分の児童手当受給者・特別児童扶養手当受給者であって、非課税世帯の方が対象です。
- ・対象の方へは、令和5年5月31日、令和5年6月29日に振込をしました。

②新たに児童手当を受給することになった低所得の子育て世帯の方

- ・給付金受給の申請は不要です。

③家計急変者

- ・給付金の受給には、申請が必要です。
- ・令和5年度住民税は課税されているが、令和5年1月以降に家計が急変し、住民税非課税相当の収入状況にある方が対象です。

■申請期限 令和6年2月29日（木）

■支給額 児童一人当たり一律5万円（1回限り）

■その他

- ・住民税の申告が済んでいない方および収入がなかったために申告をしていない方は、未申告の扱いとなり、本給付金の給付ができません。※未申告の方への通知はありません。
- ・本年度のひとり親世帯分の給付金を受給された方は対象外です。
- ・給付金支給後に受給資格がないことが判明した場合や、他の自治体やで本給付金を受給していることが判明した場合は、返還になる場合があります。
- ・詳細については、町ホームページをご確認ください。

申請・問合せ 福祉課 TEL 72-1117



資源ごみ（段ボール）の出し方についてのお願い

ごみの収集日や分別方法等については、ごみ分別収集日割り表等によりお知らせしているところですが、近年排出量が増加している段ボールについては、出し方が適切ではないことが多いため集積所の散乱等により収集作業にも支障が生じています。

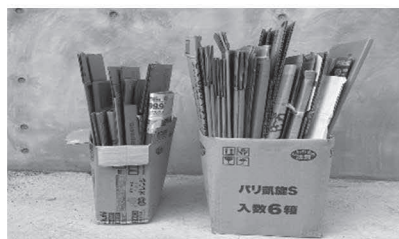
資源ごみである段ボールについては、次のような出し方へのご協力をお願いします。

<段ボール> 持ち運びやすい大きさに折りたたみ十字にひもで縛って出してください。

○ 良い出し方の例
(十字にひもで縛る)



× 悪い出し方の例
(段ボールを段ボール箱の中に入れる)



問合せ 環境センター TEL 72-3042

個人番号

マイナンバーカード（個人番号カード）の臨時申請受付

大子町に住民登録されている方を対象に、平日の開庁時間の他、次の日程でマイナンバーカード関係の対応を行います。

令和5年2月末までにマイナンバーカードの申請した方を対象としたマイナポイントの申請期限は、令和5年9月末までとなります。申請期限間際は窓口の混雑が予想されますので、マイナンバーカードは余裕をもってお受け取りください。

また、マイナポイントのご案内も行っていますが、申請期限間際は受付システムの混雑により、役場でのマイナポイント申請サポートができない場合があります。ご理解のほどお願いします。

■休日の受付日時 10月15日（日）、11月12日（日） 9:00～12:00

※10月はシステム更新作業に伴い、第3日曜日が受付日となります。

■受付場所 町民課

■申請・受取方法

●申請時のみ来庁し、マイナンバーカードは、後日、本人限定受取郵便で受け取る場合

・持参するもの 申請時：(※)Aを2点またはAとBを各1点+通知カード

●申請と受取時に来庁し、マイナンバーカードを町民課窓口で受け取る場合

・持参するもの 申請時：(※)AまたはBを1点

受取時：(※)Aを1点またはBを2点+交付通知書(はがき)+通知カード

※マイナンバーカードの即日交付はできません。申請から交付まで1か月程度かかります。

※電子証明書の更新は、マイナンバーカードおよび暗証番号が必要です。

※平日の受付時間は、8:30～17:15（水曜日は19:00まで）です。

※日曜日（9:00～12:00）の臨時窓口では、住民票等の証明書の発行や住所異動は行っていません。

※マイナンバーカードの代理交付には、要件がありますので町民課へご確認ください（当日の都合や学校および仕事（長期出張等は除く。）等は該当しません。）。

※休日窓口の他、平日火～木曜日に職員が自宅に訪問する申請サポート等を実施しています。役場に来庁して申請・交付が困難な方は、町民課までご相談ください。

本人確認書類（※）

A	運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に交付されたものに限る。）、旅券（パスポート）、住民基本台帳カード（顔写真付き）、在留カード、身体障害者手帳など
B	健康保険証、介護保険証、年金手帳、後期高齢受給者証、限度額認定証、医療福祉費受給者証（マル福）、学生証、社員証、生活保護受給者証、母子手帳 など

問合せ 町民課町民担当 TEL 72-1112



リチウムイオン電池の取り扱いに注意しましょう

リチウムイオン電池は、身のまわりのさまざまな家電製品に使用されていますが、近年、リチウムイオン電池の充電中や機器の使用中に火災の事例が増加しています。火災や思わぬけがを防ぐためにも、次のことに十分注意してください。

■リチウムイオン電池による火災を防ぐために

○充電器は、各機器を購入時に付属しているメーカー指定のものを使用する。

○膨張、異音、異臭などの異常が生じたものは使用しない。

○高所から落下させたり、折り曲げるなどの強い外力を加えない。

○夏季の車内など、高温となる場所に長時間放置しない。

※万が一、火花が出たり煙が出ているようなときは消火器や大量の水などで消火をし、119番通報をしてください。



■リチウムイオン電池のリサイクルについて

リチウムイオン電池やこれを内蔵した家電製品等は、リサイクルすることにより資源の再利用および出火防止にも役立ちます。使用しなくなったリチウムイオン電池はリサイクル協力拠点で回収しています。リサイクル協力拠点は、「一般社団法人JBRC」のホームページから検索することもできます。

<リサイクル協力拠点一覧> <https://www.jbrc-sys.com/brsp/a2A/itiran.G01>



問合せ 消防本部予防課 TEL 72-0119

税

町税等の納税はお済みですか

下記の納期限および口座振替日は10月2日です。納税等がお済みでない方は、納期限までに納付をお願いします。口座振替利用の方は、口座の残高確認をお願いします。未納の場合、延滞金が加算されるとともに納期限から一定期間が経過すると督促状が送られますのでご注意ください。



納付には、便利な口座振替がお勧めです。一度手続を行うことで、指定日以降の納付が口座振替となるため金融機関等に出かけて納付する必要がなくなります。ぜひ口座振替のご利用をお願いします。利用を希望する方は、町内各金融機関または各郵便局へ直接申し込むか、税務課収納対策室にご相談ください。

問合せ 税務課収納対策室 TEL 72-1116



大子町ファミリーサポートセンター「幼児救急法講習」の開催

大切なお子さんの命を守るように、もし事故が起きてしまったときの心構えや対処方法を学べる講習会です。子育て中のパパ・ママはもちろん、お孫さんを預かりするおじいちゃん・おばあちゃん！！ファミサポに興味のある方！！大子町在住の方であれば、どなたでも参加ができます。

- 日時 10月13日（金）10：15～（1時間程度）
- 場所 文化福祉会館「まいん」 2階子育て支援室
- 参加費 無料
- 対象者 大子町在住の方でファミサポ会員・子育て中の父母、祖父母・ファミサポに興味のある方
- 講師 大子町消防本部 警防課救急係
- 申込み 10月6日（金）までに、大子町ファミリーサポートセンターへ電話または二次元バーコードにてお申し込みください。
※定員に達しない場合は、締め切り後も受付可
- 定員 20人程度（先着順）
- その他 保育士による見守り保育を希望する方は、事前にお問い合わせください。



《申込サイト》

《ファミサポ会員随時募集中！！》

大子町ファミリーサポートセンター（略して「ファミサポ」）では「子育ての手助けをしてほしい方」（利用会員）と「子育ての手助けができる方」（協力会員）が会員となり“子育てを助け合う活動”をしています。

問合せ 大子町ファミリー・サポート・センター（子育て支援センター内） TEL 72-1120

相談

知的障がい者巡回相談について

知的障がい者（18歳以上）の方を対象とした相談を行います。予約制になっていないので、11月7日（火）までにご連絡ください（定員になり次第締め切ります）。

- 日時 11月21日（火）10:15～14:30
- 場所 役場 議会ホール棟2階 中会議室
- 内容 療育手帳の申請および再判定、知的障がい者の処遇に関する相談
- 相談員 福祉相談センター相談員

問合せ 福祉課社会福祉担当 TEL 72-1117



農産品等ブランド「だいがみ」認証に応募しませんか

地域の農産品や加工品を大子町農産品等ブランド「だいがみ」として認証し、その魅力を広くPRして地域活性化と消費拡大を図っています。今年度の認証品を募集します。

■応募概要

- ・農産物は町内で生産されるもの。
- ・長期的、安定的な生産が見込まれるもの。
- ・加工品は原材料に大子町産農産物等を使用していること。
- ・加工品は衛生管理、品質管理等が徹底されており、加工者が明確であること。

■応募方法

所定の応募用紙に記入のうえ、事務局まで持参または郵送してください。応募用紙は大子町特産品流通公社のホームページから実施要綱をダウンロードし、その中の様式第1号申請書および添付書類を提出してください（申請書は事務局窓口にも設置してあります）。

〈送り先〉〒319-3521 大子町大字北田気662

一般社団法人大子町特産品流通公社「だいがみ」係

■応募締切 11月30日（木）

問合せ 大子町農産品等ブランド推進協議会事務局（一般社団法人大子町特産品流通公社）
TEL 76-8220 FAX 76-8240



米の食味分析計について

地域の特性を活かした良質米の生産向上を図るため、農林課内に米の成分や特性を計る食味分析計を設置しています。ぜひご活用ください。

※ただし、大子町内にて米の栽培をしている方に限ります。

- 設置場所 役場農林課
- 利用時間 9:00～17:00（土日・祝日を除く）
- 測定対象 玄米・精米
- 必要量 2合～3合（約450g）
- 測定項目 水分、タンパク、アミロース、脂肪酸度（玄米のみ）、スコア
- 利用料 無料

問合せ 農林課農政担当 TEL 72-1128



令和5年度ぼっちでアート推進事業を開催します

「ぼっちでアート推進事業」の申請書受付を開始します。わらぼっちの設置をご検討の方は、申請書に記入のうえ、まちづくり課まで提出してください。

- 設置時期 令和5年11月1日～令和6年2月29日 ※11月1日までに設置をお願いします。
- 設置場所 設置者が所有し、または所有者の許可を得ている大子町内の田んぼまたはその周辺の土地 ※可能な限り、道路から見える場所への設置をお願いします。
- 設置者 わらぼっちの設置に賛同する個人または団体
- 謝金額 わらぼっち1基につき10,000円 ※上限1人（団体）あたり5基（50,000円）まで
- 規格 高さ：おおむね3.5メートル以上 横幅：おおむね1.5メートル以上
- 申請方法 申請書に必要事項を記入し、10月1日～10月31日の期間にまちづくり課まで提出してください。申請書は、まちづくり課にあります。また、町ホームページからダウンロードできます。

<https://www.town.daigo.ibaraki.jp/page/page007021.html>

■その他

- ・材料等は各自ご用意をお願いします。
- ・設置したわらぼっちを撮影し、写真を町ホームページや広報紙に掲載します。



申込・問合せ まちづくり課 TEL 72-1131

相談

個別的労使紛争のあっせんに係る無料労働相談会について

解雇、パワハラなど労働関係のトラブルについて、県労働委員会の委員が相談に応じます。秘密は厳守します。相談日の前日までにご予約ください。

- 日時 10月11日（水） 14:00～17:00
10月19日（木） 17:00～19:00
10月27日（金） 14:00～17:00
※電話相談も行います。

- 場所 県庁舎23階 県労働委員会事務局（水戸市笠原町978-6）
- 費用 無料



問合せ 県労働委員会事務局 TEL 029-301-5563

相談

労働相談会の開催

【ハローワーク常陸大宮（常陸大宮公共職業安定所）】

- 日時 10月13日（金） 10:00～12:00、13:00～14:30
- 場所 中央公民館 2階 第1研修室
- 内容 就職に関する職業相談、求人に関する相談、雇用保険各種届の受理など。

【いばらき就職支援センター】

- 日時 10月27日（金） 10:00～12:00、13:00～15:00
- 場所 中央公民館 2階 第1研修室、第2研修室
- 内容 求人受付、就職相談、職業紹介、内職相談、キャリアカウンセリング、適性診断など。
※状況により、急遽中止になる場合もあります。

問合せ ハローワーク常陸大宮 TEL 0295-52-3185 いばらき就職支援センター TEL 0294-80-3366

求人

ハローワーク求人情報について

毎週月曜日に町ホームページにて「ハローワーク求人情報」を掲載しています。下の二次元コードから「ハローワーク求人情報」をご覧ください。また、役場待合ラウンジ（1階）のラックおよび中央公民館にも求人情報のチラシを設置していますので、ご自由にお持ちください。

※ハローワークの休業日などによっては、月曜日に更新されない場合もあります。



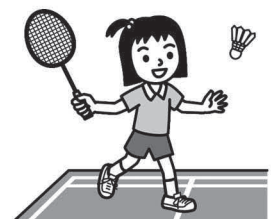
問合せ ハローワーク常陸大宮（常陸大宮公共職業安定所） TEL 0295-52-3185



バドミントン連盟会長杯を開催します

- 日時 10月1日（日） 9:00（受付は8:30まで）
- 種目 ダブルスの部（男子・女子・混合）
- クラス 上級クラス・中級クラス・初心者クラス
- 参加費 一般 1,000円（当日徴収）
※連盟登録者は、無料
- 申込み 9月29日（金）までに教育委員会事務局生涯学習担当（中央公民館内）に申し込んでください。
- その他 ラケット、体育館シューズ、昼食は各自で用意してください。
試合以外はマスク着用とします。

■場所 リフレッシュセンター



問合せ 大子町スポーツ協会バドミントン連盟 TEL 090-5316-4857（大金）



特設人権相談所開設

人権擁護委員による人権相談所を開設します。体調が悪い場合は来訪せずに、みんなの人権110番の電話相談（0570-003-110）をご利用ください。

■日時 10月4日（水） 10:00～15:00

■場所 文化福社会館「まいん」 1階 観光交流ホール

■内容

- ・不確かな情報や、誤った情報に基づく不当な差別やいじめ、誹謗、中傷などの人権侵犯
- ・子ども（いじめや体罰など）・女性（DV・セクハラなど）・高齢者・障がい者に対する人権問題
- ・婚姻、離婚、親権等戸籍に関する問題
- ・夫婦・家庭内の問題、近隣トラブル 等

■相談員

人権擁護委員 菊池達男さん（池田）、根田里美さん（池田）、鈴木翼さん（下野宮）、永瀬道子さん（上岡）、栗山洋一さん（大子）、麻生弘さん（大子）

■電話相談窓口 みんなの人権110番 TEL 0570-003-110（平日8:30～17:15）
茨城県人権啓発推進センター TEL 029-301-3136（平日9:00～17:00）

問合せ 総務課 TEL 72-1113



「めざそう 住みよい まちづくり」秋の特設行政相談

10月16日から22日までの行政相談週間にちなみ、秋の特設行政相談を開設します。国の仕事やサービス、各種制度の手続など、お気軽にご相談ください。相談は無料・秘密厳守です。

■日時 10月18日（水） 10:00～12:00

■場所 文化福社会館「まいん」 1階 観光交流ホール

■相談員 行政相談委員 菊池利喜夫さん（下野宮）、塚田功一さん（芦野倉）

問合せ 総務省茨城行政監視行政相談センター 行政監視行政相談課 TEL 029-221-3347
大子町総務課 TEL 72-1113

相談

くらしの困りごと相談会(水戸)

総務省では、毎年10月の1週間を「行政相談週間」と定め、「行政相談制度」について、広く国民の皆さんにご理解いただき、利用してもらうため、総務省行政相談センターきくみみ茨城では、この行政相談週間の行事の一環として、くらしの困りごと相談会を開設します。なお、匿名での相談も受け付けており、相談は、無料・秘密厳守です。

■日時 10月23日（月） 10:30～14:50 ※相談は1件あたり20分程度です。

■場所 ザ・ヒロサワ・シティ会館（県民文化センター）
2階一般展示室（水戸市千波町東久保697番地）

■内容 登記、年金、雇用、税金など行政機関で行う手続に関するご相談のほか、相続、離婚、多重債務などの法律相談も行います。

<参加予定機関> 水戸地方法務局、茨城労働局、日本年金機構日立年金事務所、茨城県、茨城県警察本部、日立市、茨城県弁護士会、茨城司法書士会、関東信越税理士会茨城県支部連合会、行政相談委員、総務省行政相談センターきくみみ茨城

■申込み 10月10日（火）～10月18日（水）の平日8:30～17:00の間に総務省行政相談センターきくみみ茨城までお申し込みください。

※予約なしでの相談もお受けできますが、事前予約をした方を優先します。仮に予約枠が満了になった場合、予約が無い場合は相談はお受けできませんのでご了承ください。

申込・問合せ 総務省行政相談センターきくみみ茨城 TEL 0570-090110（全国共通ダイヤル）
TEL 029-253-1100

相談

成年後見無料相談会

司法書士・社会福祉士・税理士による成年後見・遺言・相続等に関する無料相談会を実施します。面談による相談です。（40分程度）

- 日時 10月28日（土）10:00～15:00
- 場所 ▽水戸会場 茨城司法書士会館 水戸市五軒町1-3-16
▽日立会場 多賀市民会館201号室 日立市千石町2-4-20
- 申込み 会場や時間の都合により、相談に応じられる件数に限りがありますので、前日（10月27日）までに（公社）成年後見センター・リーガルサポート茨城支部へご予約ください。

申込・問合せ （公社）成年後見センター・リーガルサポート茨城支部 TEL 029-302-3166

相談

調停手続き無料相談会

民事・家事の紛争を裁判所で話し合い、円満に解決するための手続です。その話し合いの仲介にあたるのが裁判官および調停委員で構成する調停委員会です。話し合いで合意された内容は判決と同様の効果があり、多くの人たちが手軽に利用している長い歴史をもつ制度です。調停委員が困りごとを一緒に考え、解決への道すじや手続についてご案内します。

- 日時 10月28日（土） 9:00～12:00 ※予約の必要はありません。
- 場所 ザ・ヒロサワ・シティ会館 集会室（水戸市千波町東久保697）
- 費用 無料

<相談内容> ・土地、建物に絡む紛争、金銭消費貸借等の紛争、多重債務に関する事など
・夫婦関係、離婚、親族間の紛争、子の養育、扶養など
・相続、遺産分割に関する紛争など
・民事、家事の調停手続などに関する事

問合せ 水戸調停協会 普及委員会 TEL 080-4838-0202



無料法律相談会

大子町消費生活センターでは、毎月1回法律の専門家による無料法律相談会を開催しています。消費者問題だけでなく相続・離婚や隣近所とのトラブルなどについて、法律の専門家がお答えします。※相談は1件あたり1時間程度です。日時は変更になる場合があります。

- 日時 10月19日（木） 10:00～15:00（12:00～13:00を除く。）
- 場所 役場会議室（個別に案内）
- 定員 4人（要予約・先着順）
- 申込期間 10月11日（水）～10月18日（水）
- 相談員 山口康夫氏（元国土館大学法学部教授）

※既に弁護士等に依頼している案件、係争中や同一案件の繰り返し利用はご遠慮ください。



申込・問合せ 大子町消費生活センター TEL 72-1124（9:15～12:15、13:00～16:00）



町営浄化槽設置申請書の提出について

令和5年度中に町営浄化槽の設置を希望する方は、令和5年12月28日までに町営浄化槽設置申請書の提出をお願いします。期限後の提出の場合は次年度以降の対応となります。詳しくは、生活環境課までお問い合わせください。

問合せ 生活環境課 TEL 76-8802



大子町の放射線量測定情報

放射線モニタリング情報（空間線量の測定結果）

観測場所	観測日・観測時間	観測値（ $\mu\text{Sv}/\text{h}$ ）※原子力規制庁提供情報
大子町役場	8月 1日 正午	0.069
	8月15日 正午	0.069
	8月31日 正午	0.069

※参考 一般の方の年間追加被ばく量は、1mSv（ミリシーベルト）と基準があり、毎時当たりの空間線量率に換算すると、「0.23 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ 」が国（環境省）が定める基準です。この数値の環境下で1年間過ごした場合に、1mSvに到達することになります。

問合せ 総務課総務担当 TEL 72-1114



10月は土地月間です！ ～土地取引の後には届出を！～

国や地方公共団体等では、毎年10月を「土地月間」と定め、土地に関する知識を深め、土地の有効利用を考える機会となるように、土地に関するさまざまな普及啓発活動を行っています。

町では、国土利用計画法に基づく届出制度の周知に取り組んでいます。一定面積（市街化区域2,000 m^2 、市街化区域以外の都市計画区域5,000 m^2 、都市計画区域外の区域10,000 m^2 ）以上の土地について売買などの取引を行った場合、国土利用計画法に基づき、権利取得者（譲受人）は契約締結日から2週間以内に、町に届出を行う必要があります。

詳しくは、町ホームページをご覧ください。

問合せ まちづくり課 TEL 72-1131



広報紙に広告を掲載しませんか？

町では、広報紙「広報だいご」および「お知らせ版」に有料広告枠を設けています。お店のPR、新商品の紹介、イベントの告知などにご利用ください。

■広告の規格および広告掲載料等

	広報だいご	お知らせ版
規格	<大きさ> 縦4.5cm×横8.5cm	<色> 1色刷り
枠数/掲載位置	4枠以内 / ページ最下段 ※ページの指定はできません。	
広告掲載料	1枠当たり月額10,000円	1枠当たり月額8,000円
その他	広告作成に係る費用は、広告主の負担となります。	



詳細については、町ホームページをご覧ください。

問合せ まちづくり課タウンプロモーションチーム TEL 72-1131



お詫びと訂正

9月5日発行お知らせ版第297号において、5ページの「読み聞かせ研修講座のお知らせ」の記事について、誤りがありましたので、お詫びして訂正します。

【正】令和5年10月1日（日）13:30～15:00

【誤】令和5年10月1日（土）13:30～15:00

問合せ 教育委員会事務局生涯学習担当 TEL 72-1131

－ 次回の発行は、10月5日（木）です。 －